

社会福祉法人 横浜白光会 法人役員及び評議員報酬規程

第1条 法人役員が当該法人理事会、評議員が当該法人評議員会に出席した場合の報酬は、10,000円を支給する。

第2条 法人役員が当該法人理事会、評議員が当該法人評議員会に出席した場合の交通費は、役員並びに評議員の住居から当該法人の所在地までに要する実費を支給する。

第3条 理事長の承諾を得て、法人役員並びに評議員が研修会・講習会及び大会等に参加する場合、社会福祉法人横浜白光会 旅費規程を適用する。

第4条 理事が常勤として社会福祉法人横浜白光会に勤務する場合の報酬は、社会福祉法人横浜白光会 給与規程を適用する。

附 則 この規程は、平成29年6月16日より施行する。

平成13年 4月 1日施行

平成17年 4月 1日一部改正

平成29年 6月16日一部改正